

## 「区内、区外の避難所に避難させる必要がある事態各ケースの特性」

核物質を搭載した弾頭の弾道ミサイルが落下した事案（1パターン）、化学剤を搭載した弾頭又は通常弾頭を搭載した弾道ミサイルが落下した事案（3パターン）の2つの作成区分として、4パターンを作成した。この表は、各ケースの特性と区の対応等の概要をまとめたもの。

## ○ 核物質を搭載した弾頭の弾道ミサイルが迎撃され、破片の一部が落下した事案

（事案の状況）

核物質を搭載した弾頭の弾道ミサイルがPAC3に迎撃され、破片の多くが中野区に、破片の一部が杉並区の一部地域に落下した事案

	時期 天候	発生 時刻	事態の特性	地域の特性	区への対応、職員 配置措置	住民等避難時の 措置・配慮
① 主に中野区に落下 一部が杉並区に落下	冬季 平日 晴れ	08:00 閉庁中	核物質を含むミサイルの一部が杉並区の東部地域に落下し、建物被害及び人的被害が発生	街区が入り組んでいる。	警戒区域内は消防車両、警察車両を配置 配置職員は防護服及び防寒服装を着用	マスク等で口を覆い、手袋、帽子等で皮膚の露出を避ける。 冬季の防寒服装を着用

## ○ 化学剤を搭載した弾頭又は通常弾頭を搭載した弾道ミサイルが迎撃され、破片の一部が落下した事案

（事案共通の状況）

化学剤を搭載した弾頭又は通常弾頭を搭載した弾道ミサイルがPAC3に迎撃され、破片の多くが隣接区（隣接市）に、破片の一部が杉並区の一部地域に落下した事案

	時期 天候	発生 時刻	事態の特性	地域の特性	区への対応、職員 配置措置	住民等避難時の 措置・配慮
② 主に世田谷区に落下、一部が杉並区に落下	夏季 日曜日 雨	13:00 閉庁中	化学剤を含むミサイルの一部が杉並区の南部地域に落下し、建物被害及び人的被害が発生	甲州街道、環状八号線が通っている。 また、八幡山駅が所在	警戒区域内は消防職員、消防車両、警察官、警察車両を配置 環状八号線の東側の住民と西側の住民に区分して避難誘導 配置職員は防護服を着用 熱中症に留意	マスク等で口を覆い、手袋、帽子等で皮膚の露出を避ける。 雨天のため雨衣の着用又は傘の携行 熱中症に留意し適切な水分補給

	時期 天候	発生 時刻	事態の特性	地域の特性	区に対応、職員 配置措置	住民等避難時の 措置・配慮
③ 主に練馬 区に落下 一部が杉 並区に落 下	春季 平日 曇り	10:00 開庁中	化学剤を含むミ サイルの一部が 杉並区の北部地 域に落下し、か なりの建物被害 及び人的被害が 発生	複数の保育園・幼稚 園、小・中学校、高 校、大学、病院が所 在	警戒区域内は消防 職員、消防車両、 警察官、警察車両 を配置  配置職員は防護服 を着用  一部の住民を区外 に避難させる必要 があり、中野区・ 武蔵野市との連携 が必要	マスク等で口を 覆い、手袋、帽 子等で皮膚の露 出を避ける。
④ 主に武蔵 野市に落 下、一部 が杉並区 に落下	秋季 平日 晴れ	17:00 開庁中	通常弾頭のミサ イルの一部が杉 並区の西部地域 に落下し、建物 被害及び人的被 害が発生	善福寺池があり、避 難誘導経路が中央 部及び外周部の道 路に限定	善福寺池周辺の道 路を避けて避難経 路は善福寺3丁目 ～2丁目を南下し て、都道118号 線を利用して西荻 地域区民センター を使用  夜間の避難誘導に なるため、懐中電 灯等の携行	夜間の避難にな った場合には、 夜間相応の服装

避難実施要領のパターン①(中野区に核物質を搭載した弾頭の弾道ミサイルが落下した事案)

避 難 実 施 要 領		杉 並 区 長 1月〇+1日8時00分現在	
区 域 外 避 難			
1 都からの「避難の指示」の内容			
(別添として添付する。略)			
2 事態の状況、関係機関の措置			
2-1 事態の状況			
発生時期	20△△年1月〇日(平日) 08:00		
発生場所	中野区及び中野区に隣接している杉並区東部地区		
実行の主体	近隣某国		
事案の概要と被害状況	近隣某国が我が国に向け弾道ミサイルを発射した。PAC3の迎撃により、弾道ミサイルを空中で破壊したが、そのミサイルの破片が主に中野区に、一部が杉並区東部地区に落下し、建物被害及び負傷者が発生した。なお、この弾道ミサイルには核弾頭が搭載されていた模様で、核爆発は起きなかったが、落下した破片には核物質を含んでいる可能性が高く、国は、直ちに破片が落下したと思われる地点から約2kmの範囲の住民等に対して屋内退避の指示を行った。その後、核物質が含まれていることが確認され、区は関係機関と連携して杉並区東部地区における被害状況及び汚染状況の細部について確認し、国及び都の指示を踏まえ、破片が落下した9ヶ所の周辺半径100mを基準とした区域を警戒区域に設定した。		
今後の予測・影響と措置	落下したミサイルの破片には核物質を含んでおり、速やかに住民を避難させ、その後、3日間を目安に落下した破片の回収、汚染土等の除染、放射線量の測定を行う。線量が平常値に戻っていることを確認した後、住民を帰宅させる。なお、住宅被害を受けた住民を、約3ヶ月間、避難所に受け入れる必要がある。また、当面、鉄道が全面的に運行を停止するものと予測される。		
気象の状況	天候 晴れ 気温〇〇℃ 風向〇〇 風速〇〇m/s ※落下した破片に核物質が含まれており、住民の避難に際しては、風下方向を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難誘導する。		
2-2 避難住民の誘導の概要			
要避難地域	杉並区東部地区の破片が落下した9ヶ所周辺半径100mを基準とした区域(警戒区域)(別紙地図の通り)		
避難先と避難誘導の方針	区は、都の避難の指示に基づき、警戒区域内の地域住民を原則として徒歩にて避難所に避難させる。徒歩での避難が困難な災害時要配慮者については、自家用車での避難を認めることとし、直接、避難先の医療機関、二次避難所へ避難させる。 なお、地域住民の避難誘導に関し、東京消防庁、警視庁、自衛隊の部隊等の長と緊密な連携を保持する。警戒区域内は消防車両、警察車両により避難誘導・広報を行う。		
避難開始日時	1月〇+1日8時00分		
避難完了予定日時	1月〇+1日10時00分		
2-3 関係機関の措置等			
措置の概要	警察：弾道ミサイルの破片の落下地域周辺を立入禁止区域に設定する。また、警戒区域内の地域住民を警戒区域外に退避させる。 消防：消防警戒区域を設定するとともに、警戒区域内の地域住民を警戒区域外に退避させる。 自衛隊：消防・警察と協力して、警戒区域内の除染及び避難所での簡易除染を実施する。 鉄道事業者：全面的に運行を停止中。		
連絡調整先	都対策本部：区職員2名を派遣 その他関係機関：連絡先は別添のとおり。		
3 事態の特性で留意すべき事項			
事態の特性(除染の必要性等)	落下したミサイルの破片は核物質を含んでおり、被ばく量を低減させるため、警戒区域内の住民を避難所に避難させるとともに、落下した破片を回収後に、汚染された土壌の除去等を実施する。		
地域の特性	街区が入り組んでおり、避難経路を明示することが必要である。		
時期による特性	冬季であり、防寒服装で、着替え等を携行する。		
4 要避難地域、要避難者数、避難先・避難施設			
要避難地域名	要避難者数	避難先・避難施設・受入人数	所在地・連絡先
高円寺北3丁目31～36、42～45番	536人	杉並第四小学校(1161人)	杉並区高円寺北2丁目14番13号(03-3339-5241)
高円寺北1丁目5～13番	1134人	高円寺中学校(1226人)	杉並区高円寺北1丁目4番11号(03-3389-1581)
高円寺南2丁目21～28番、43～46番	980人	杉並第八小学校(989人)	杉並区高円寺南2丁目40番24号(03-3314-2264)

高円寺南5丁目13～16番、26～28番、38～40番	963人	杉並第三小学校（1121人）	杉並区高円寺南1丁目15番13号（03-3314-1564）
和田1丁目23～30、55～57番	460人	和田中学校（1361人）	杉並区和田2丁目21番8号（03-3383-2428）
和田2丁目1～5、12～14番	540人		
和田3丁目1～4、41～44番	1120人	高南中学校（1280人）	杉並区和田3丁目40番10号（03-3313-1361）
堀ノ内2丁目20～21、32～37番	743人	堀之内小学校（1471人）	杉並区堀ノ内3丁目24番11号（03-3313-2264）
堀ノ内3丁目15～17、20～21、25～27番	1073人	大宮中学校（1569人）	杉並区堀ノ内1丁目16番38号（03-3313-2161）
その他の留意事項	避難施設前にて避難退域時検査（体の表面に放射性物質が付着していないかを確認する検査）及び簡易除染を実施して、「検査証明書」を交付する。なお、検査及び簡易除染については、消防・警察・自衛隊に依頼する。		
<b>5 職員の配置方法</b>			
配置場所	①地図参照		
人数	合計284人（区職員236人、消防職員26人、警察官22人）		
<b>6 災害時要配慮者の避難支援</b>			
要担送者	国民保護救援部が、要担送者情報を消防部に情報提供し、救急車による搬送に努める。搬送先は、かかりつけの医療機関を優先とするが、避難先の医療機関の協力を得ることに留意する。		
要護送者	家族等近親者が付き添い、自動車による移動を認めることとし、避難先を二次避難所（高円寺地域区民センター）とする。		
<b>7 残留者の確認方法</b>			
確認者	消防職員、警察官		
時期	1月〇+1日10時00分		
場所	警戒区域内		
方法	消防、警察車両による呼びかけ及び戸別訪問により確認する。なお、戸別訪問に際しては、呼び鈴を5秒間隔で3回鳴らし、応答がない場合には避難済みであると判断する。		
措置	残留者に対し避難するよう求める		
終了予定日時	1月〇+1日13時00分		
<b>8 避難誘導時の食糧の支援・提供方法</b>			
食事時期	各所の個別判断		
食事場所	各避難施設等		
提供する食事の種類	区が備蓄している非常用糧食を提供		
実施担当部署	国民保護救援部		
<b>9 追加情報の伝達方法</b>			
防災行政無線、杉並区ホームページ、区広報車等、消防車両、警察車両による広報及び避難誘導・避難所に配置された職員が説明する。			
<b>10 避難時等の留意事項(主に住民)</b>			
基本的事項	マスクやハンカチ、濡れたタオル等で口を覆うとともに、手袋、帽子、ゴーグル等を着用して皮膚の露出を避けて避難する。自宅からの避難時に持ち出した金銭・貴重品や運転免許証等顔写真付きで公的機関発行の本人が確認出来るもの、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品等を携行するものとする。また、隣近所相互に声を掛け合い、まとまって、指定された避難所に避難する。この際、自宅の戸締りを確実に実施する。		
時期の特性	冬季の防寒服装とする。		
<b>11 誘導に際しての留意事項(職員)(心得・安全確保・服装等)</b>			
(1) 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 (2) 防災用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。 (3) 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼び掛けること。 (4) 避難誘導員は、防護服を着用して放射性物質の埃等から身体を防護すること。 (5) 避難誘導員は、防寒服装を着用すること。			
<b>12 情報伝達</b>			
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線、杉並区ホームページ、消防車両、警察車両により避難実施要領を伝達する。		
避難実施要領の伝達先	伝達一覧表による。(略)		
職員間の連絡手段	別添電話番号表一覧による。(略)		
<b>13 緊急時の連絡先</b>			
杉並区国民保護対策本部	電話：03-3312-2111（代） FAX：		

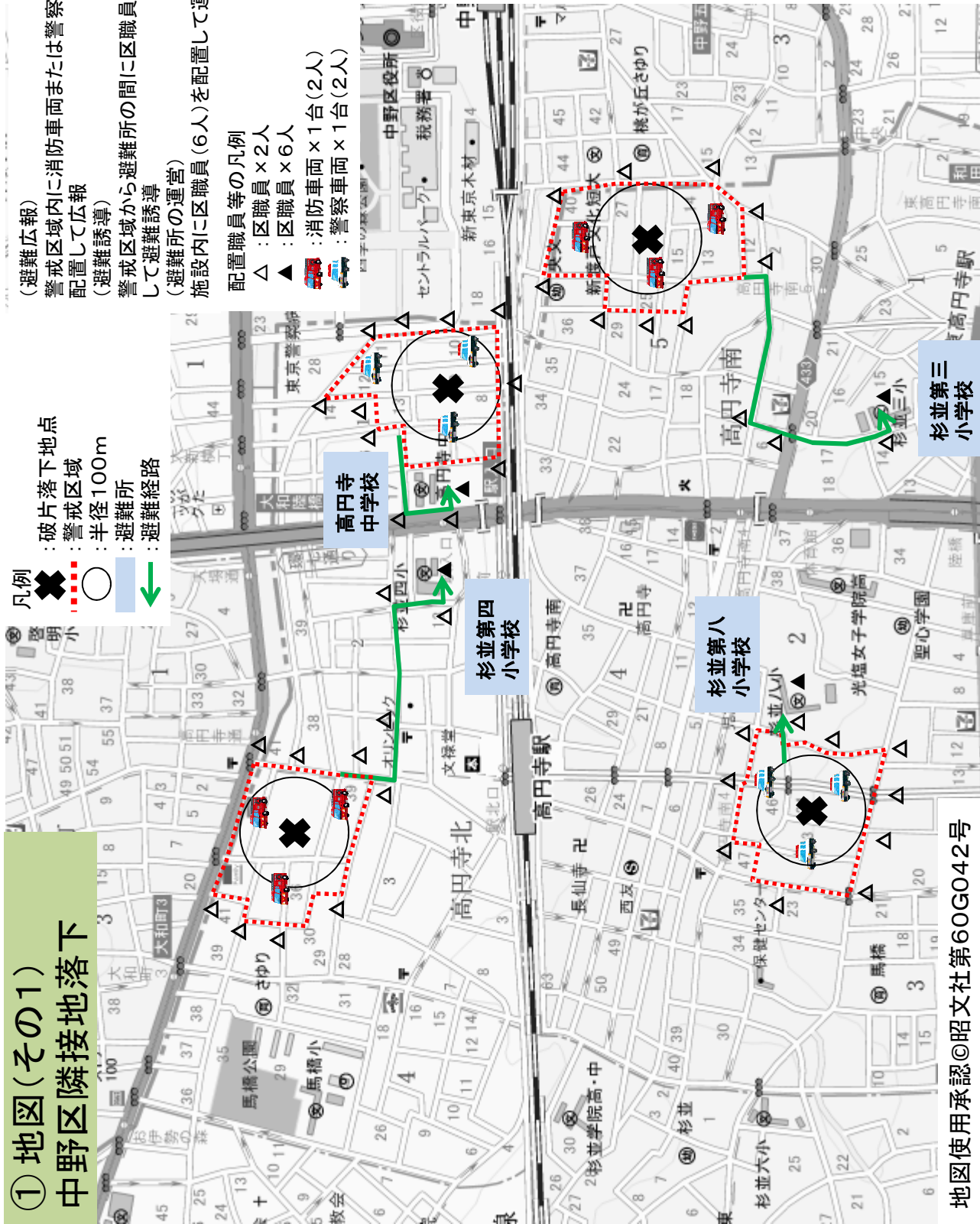
# ① 地図(その1) 中野区隣接地落下

凡例

- ✖ : 破片落下地点
- ⋯ : 警戒区域
- : 半径100m
- : 避難所
- : 避難経路

(避難広報)  
警戒区域内に消防車両または警察車両を配置して広報  
(避難誘導)  
警戒区域から避難所間に区職員を配置して避難誘導  
(避難所の運営)  
施設内に区職員(6人)を配置して運営

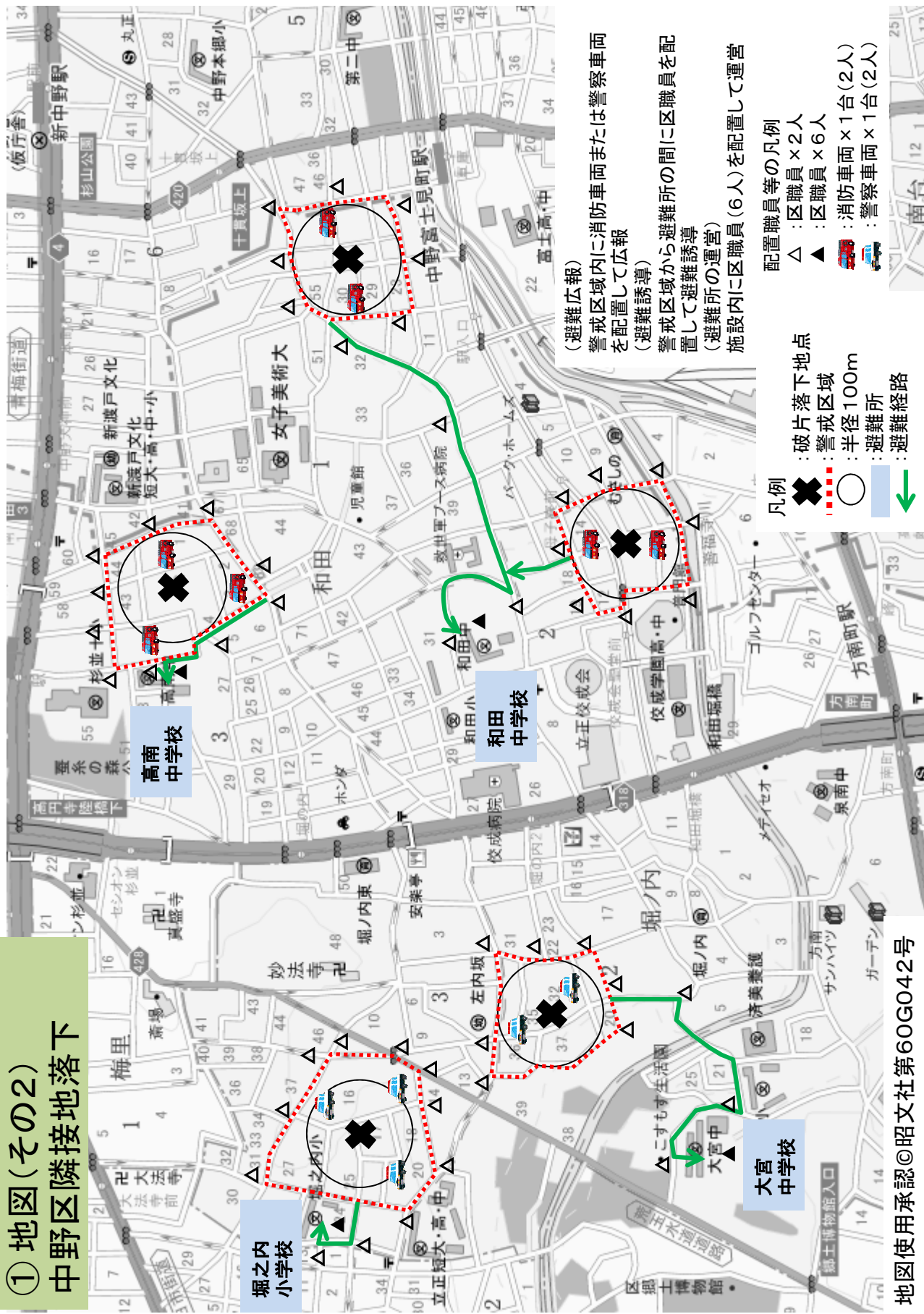
配置職員等の凡例  
△ : 区職員 × 2人  
▲ : 区職員 × 6人  
🚒 : 消防車両 × 1台 (2人)  
🚓 : 警察車両 × 1台 (2人)



地図使用承認©昭文社第60G042号



# ① 地図(その2) 中野区隣接地落下



地図使用承認©昭文社第60G042号



# ① 落下直後(参考) 中野区隣接地落下



- 凡例
- ✕ : 破片落下地点
  - : 消防警戒区域  
(屋内退避の指示)
  - ※ 破片落下地点から約2km  
離隔した地域までとした



① 落下+1日後(参考)  
中野区隣接地落下



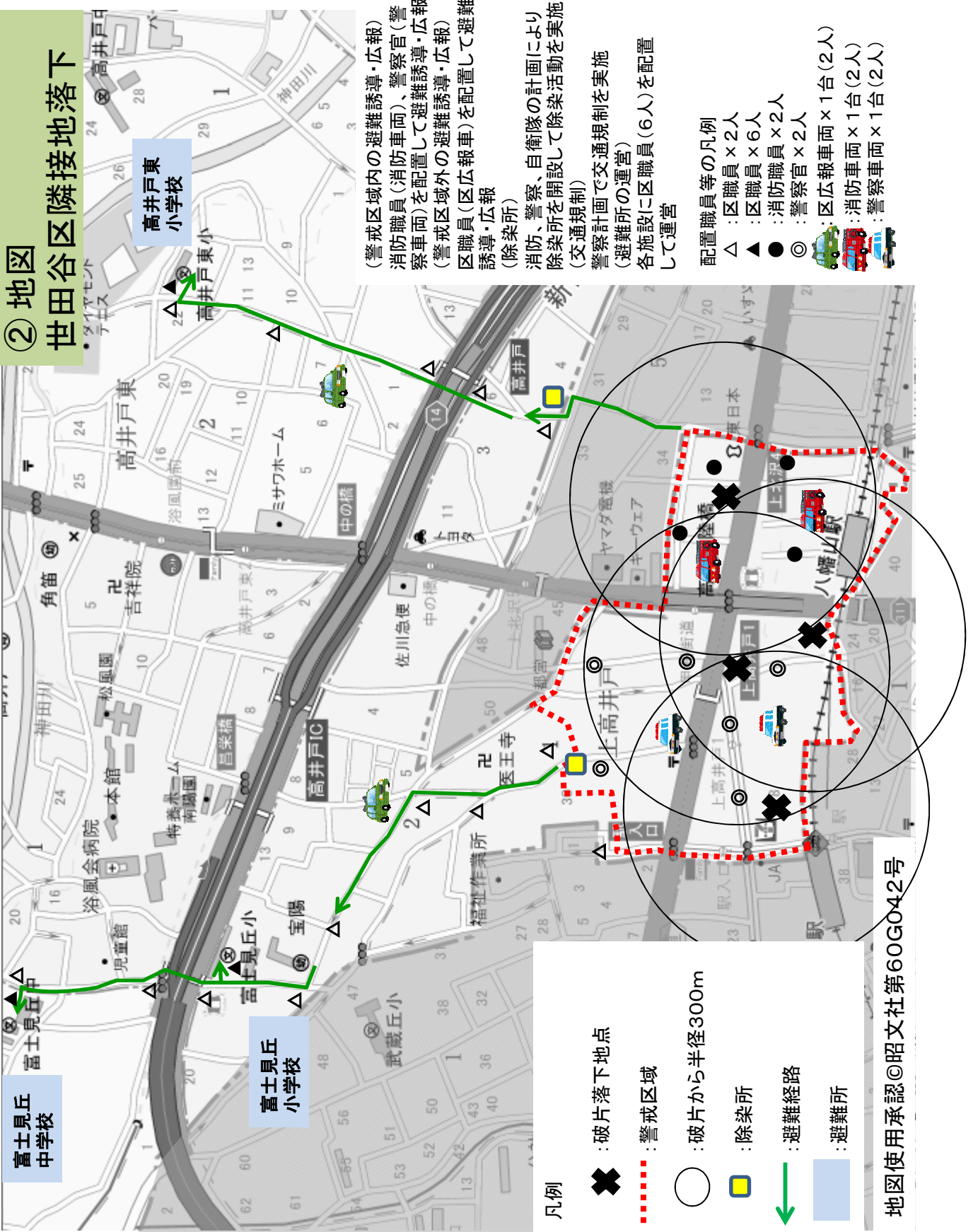


避難実施要領のパターン②(世田谷区に化学剤を搭載した弾頭の弾道ミサイルが落下した事案)

避難実施要領		杉並区長 8月〇+1日13時00分現在		
区域外避難				
1 都からの「避難の指示」の内容				
(別添として添付する。略)				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	20△△年8月〇日(日曜日) 13:00			
発生場所	世田谷区及び世田谷区に隣接している上高井戸地区			
実行の主体	近隣某国			
事案の概要と被害状況	近隣某国が我が国に向け弾道ミサイルを発射した。PAC3の迎撃により、弾道ミサイルを空中で破壊したが、そのミサイルの破片が主に世田谷区に、一部が杉並区南部地区に落下し、建物被害及び負傷者が発生した。なお、この弾道ミサイルには化学剤が搭載されていた模様で、落下した破片には化学剤が付着している可能性が高く、国は、直ちに破片が落下したと思われる地点から約2kmの範囲の住民等に対して屋内退避の指示を行った。その後、化学剤が付着していることが確認され、区は関係機関と連携して杉並区南部地区における被害状況及び汚染状況の細部について確認し、国及び都の指示を踏まえ、破片が落下した4ヶ所の周辺半径300mを基準とした区域を警戒区域に設定した。			
今後の予測・影響と措置	落下したミサイルの破片には持続性の化学剤が付着しており、住民を避難させ、落下地域一帯を除染する必要がある。このため、3日間、避難した住民を避難所に滞在させる必要がある。また、住宅等に被害を受けた住民を、約3ヶ月間、避難所に受け入れる必要がある。また、当面、鉄道が全面的に運行を停止するものと予測される。			
気象の状況	天候 雨 気温〇〇℃ 風向 〇〇 風速 〇〇m/s ※落下した破片に化学剤が付着しており、住民の避難に際しては、風下方向を避けて避難誘導する。			
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域	杉並区上高井戸1丁目の警戒区域(別紙地図の通り)			
避難先と避難誘導の方針	区は、都の避難の指示に基づき、警戒区域内の地域住民を原則として徒歩にて区内近隣の避難施設に避難させる。徒歩での避難が困難な災害時要配慮者については、自家用車での避難を認めることとし、直接、避難先の医療機関、二次避難所へ避難させる。 なお、地域住民の避難誘導に関し、東京消防庁、警視庁及び自衛隊の部隊等の長と緊密な連携を保持する。警戒区域内は消防職員、消防車両、警察官、警察車両により避難誘導・広報を行う。			
避難開始日時	8月〇+1日13時00分			
避難完了予定日時	8月〇+1日15時00分			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	警察：弾道ミサイルの破片の落下地域周辺を立入禁止区域に設定し、環状八号線、甲州街道を含めた交通規制を実施する。また、警戒区域内の地域住民を警戒区域外に退避させる。 消防：警察の立入禁止区域と同範囲に消防警戒区域を設定するとともに、警戒区域内の地域住民を警戒区域外に退避させる。 自衛隊：警察・消防と協力して、警戒区域内の除染及び除染所での簡易除染を実施する。 鉄道事業者：全面的に運行を停止中。			
連絡調整先	都対策本部：区職員2名を派遣 その他関係機関：連絡先は別添のとおり。			
3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性(除染の必要性等)	落下したミサイルの破片には化学剤が付着しており、住民を避難させるとともに、除染を実施する必要がある。			
地域の特性	甲州街道、環状八号線が通っている。また、八幡山駅が所在している。			
時期による特性	夏季であるため、避難中の熱中症予防及び避難所での食中毒の予防策を要する。			
4 要避難地域及び避難先				
区分	要避難地域名	要避難者数	避難先・受入人数	予備避難先
			所在地(電話番号)	
1	上高井戸1丁目 (環状八号線西側)	956人	富士見丘小学校(1306人)	
			杉並区上高井戸2丁目16番13号(03-3333-7028)	
		956人	富士見丘中学校(1349人)	
			杉並区久我山2丁目20番1号(03-3333-8928)	

2	上高井戸1丁目 (環状八号線東側)	1275人	高井戸東小学校(1454人)	
		杉並区高井戸東1丁目12番1号(03-3304-5711)		
その他の留意事項		環状八号線西側の住民を富士見丘小学校、富士見丘中学校に、環状八号線東側の住民を高井戸東小学校に避難誘導する。 警戒区域にて、簡易除染を実施する。なお、簡易除染については、消防・警察・自衛隊に依頼する。		
<b>5 職員の配置方法</b>				
配置場所	②地図参照			
人数	合計78人(区職員50人、消防職員12人、警察官16人)			
現地連絡調整所	区職員2名			
<b>6 災害時要配慮者の避難支援</b>				
要担送者	国民保護救援部が、要担送者情報を消防部に情報提供し、救急車による搬送に努める。搬送先は、かかりつけの医療機関を優先とするが、他の医療機関の協力を得ることに留意する。			
要護送者	家族等近親者が付き添い、自動車による移動を認めることとし、避難先を二次避難所(高井戸地域区民センター)とする。			
<b>7 残留者の確認方法</b>				
確認者	消防職員、警察官			
時期	8月〇+1日15時00分			
場所	警戒区域内			
方法	防災行政無線、区広報車等による呼びかけ及び戸別訪問により確認する。なお、戸別訪問に際しては、呼び鈴を5秒間隔で3回鳴らし、応答がない場合には避難済みであると判断する。			
措置	残留者に対し避難するよう求める			
終了予定日時	8月〇+1日18時00分			
<b>8 避難誘導時の食糧の支援・提供方法</b>				
食事時期	各所の個別判断			
食事場所	各避難所等			
提供する食事の種類	区が備蓄している非常用糧食を提供			
実施担当部署	国民保護救援部			
<b>9 追加情報の伝達方法</b>				
防災行政無線、杉並区ホームページ、区広報車等、消防車両、警察車両による広報及び避難誘導・避難所に配置された職員が説明する。				
<b>10 避難時等の留意事項(主に住民)</b>				
基本的事項	マスクやハンカチ、濡れたタオル等で口を覆うとともに、手袋、帽子、ゴーグル、雨衣等を着用して皮膚の露出を避けて避難する。 自宅からの避難時に持ち出した金銭・貴重品や運転免許証等顔写真付きで公的機関発行の本人が確認出来るもの、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品等を携行するものとする。また、隣近所相互に声を掛け合い、まとまって指定された避難所に避難する。この際、自宅の戸締りを確実に実施する。			
時期の特性	夏季のため熱中症に留意し、水分補給等を適切に行う。 雨天のため、雨衣の着用、または、傘を携行する。			
<b>11 誘導に際しての留意事項(職員)(心得・安全確保・服装等)</b>				
(1) 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 (2) 防災用被服や腕章等により避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。 (3) 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼び掛けること。 (4) 避難誘導員は、防護服を着用する。 (5) 避難誘導員は、熱中症に留意し、水分補給等を適切に行うこと。				
<b>12 情報伝達</b>				
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線、杉並区ホームページ、消防車両、警察車両により避難実施要領を伝達する。			
避難実施要領の伝達先	伝達一覧表による。(略)			
職員間の連絡手段	別添電話番号表一覧による。(略)			
<b>13 緊急時の連絡先</b>				
杉並区国民保護対策本部	電話：03-3312-2111(代) FAX：			

## ② 地図 世田谷区隣接地落下







避難実施要領のパターン③(練馬区に化学剤を搭載した弾頭の弾道ミサイルが落下した事案)

避難実施要領	
杉並区長 5月〇+1日10時00分現在	
区域外避難	
1 都からの「避難の指示」の内容	
(別添として添付する。略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	20△△年5月〇日(平日) 10:00
発生場所	練馬区及び練馬区に隣接している杉並区北部地区
実行の主体	近隣某国
事案の概要と被害状況	近隣某国が我が国に向け弾道ミサイルを発射した。PAC3の迎撃により、弾道ミサイルを空中で破壊したが、そのミサイルの破片が主に練馬区に、一部が杉並区北部地区に落下し、かなりの建物被害及び負傷者が発生した。なお、この弾道ミサイルには化学剤が搭載されていた模様で、落下した破片には化学剤が付着している可能性が高く、国は、直ちに破片が落下したと思われる地点から約2kmの範囲の住民等に対して屋内退避の指示を行った。その後、化学剤が付着していることが確認され、区は関係機関と連携して杉並区北部地区における被害状況及び汚染状況の細部について確認し、国及び都の指示を踏まえ、杉並区北部地区に警戒区域を設定した。
今後の予測・影響と措置	落下したミサイルの破片には持続性の化学剤が付着しており、住民を避難させ、落下地域一帯を除染する必要がある。このため、3日間、避難した住民を避難所に滞在させる必要がある。また、住宅等に被害を受けた住民等を約3ヶ月間、避難所に受け入れる必要がある。なお、当面、鉄道が全面的に運行を停止するものと予測される。被害範囲が広いとため、避難誘導及び残留者の確認には多くの時間を要する。
気象の状況	天候 曇り 気温〇〇℃ 風向 〇〇 風速 〇〇m/s ※落下した破片に化学剤が付着しており、住民の避難に際しては、風下方向を避けて避難誘導する。
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	杉並区北部地区の警戒区域(別紙地図の通り)
避難先と避難誘導の方針	区は、都の避難の指示に基づき、警戒区域内の地域住民を原則として徒歩にて区内の一時集合(避難)場所に避難させ、一時集合(避難)場所において、集まってきた地域住民を逐次、区内・区外の避難所にバス輸送(都が準備した120台の大型バス)する。徒歩での避難が困難な災害時要配慮者については、自家用車での避難を認めることとし、直接、避難先の医療機関、二次避難所へ避難させる。 なお、地域住民の避難誘導に関し、中野区、武蔵野市、東京消防庁、警視庁及び自衛隊の部隊等の長と緊密な連携を保持する。警戒区域内は消防職員、消防車両、警察官、警察車両により避難誘導・広報を行う。また、病院の入院患者等については、関係機関が連携して計画的に輸送を実施する。
避難開始日時	5月〇+1日10時00分
避難完了予定日時	5月〇+1日21時00分
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	警察：弾道ミサイルの破片の落下地域周辺を立入禁止区域に設定し、交通規制を実施する。また、警戒区域内の地域住民を警戒区域外に退避させる。 消防：警察の立入禁止区域と同範囲に消防警戒区域を設定するとともに、警戒区域内の地域住民を警戒区域外に退避させる。 自衛隊：警察・消防と協力して警戒区域内及び除染所での除染を実施する。 鉄道事業者：全面的に運行を停止中。
連絡調整先	都対策本部：区職員2名を派遣 その他関係機関：連絡先は別添のとおり。
3 事態の特性で留意すべき事項	
事態の特性(除染の必要性等)	落下したミサイルの破片には化学剤が付着しており、住民を避難させるとともに、除染を実施する必要がある。
地域の特性	警戒区域内には複数の駅、保育園・幼稚園、小・中学校、高校、大学、病院が立地している。
時期による特性	春季の曇りの状況である。

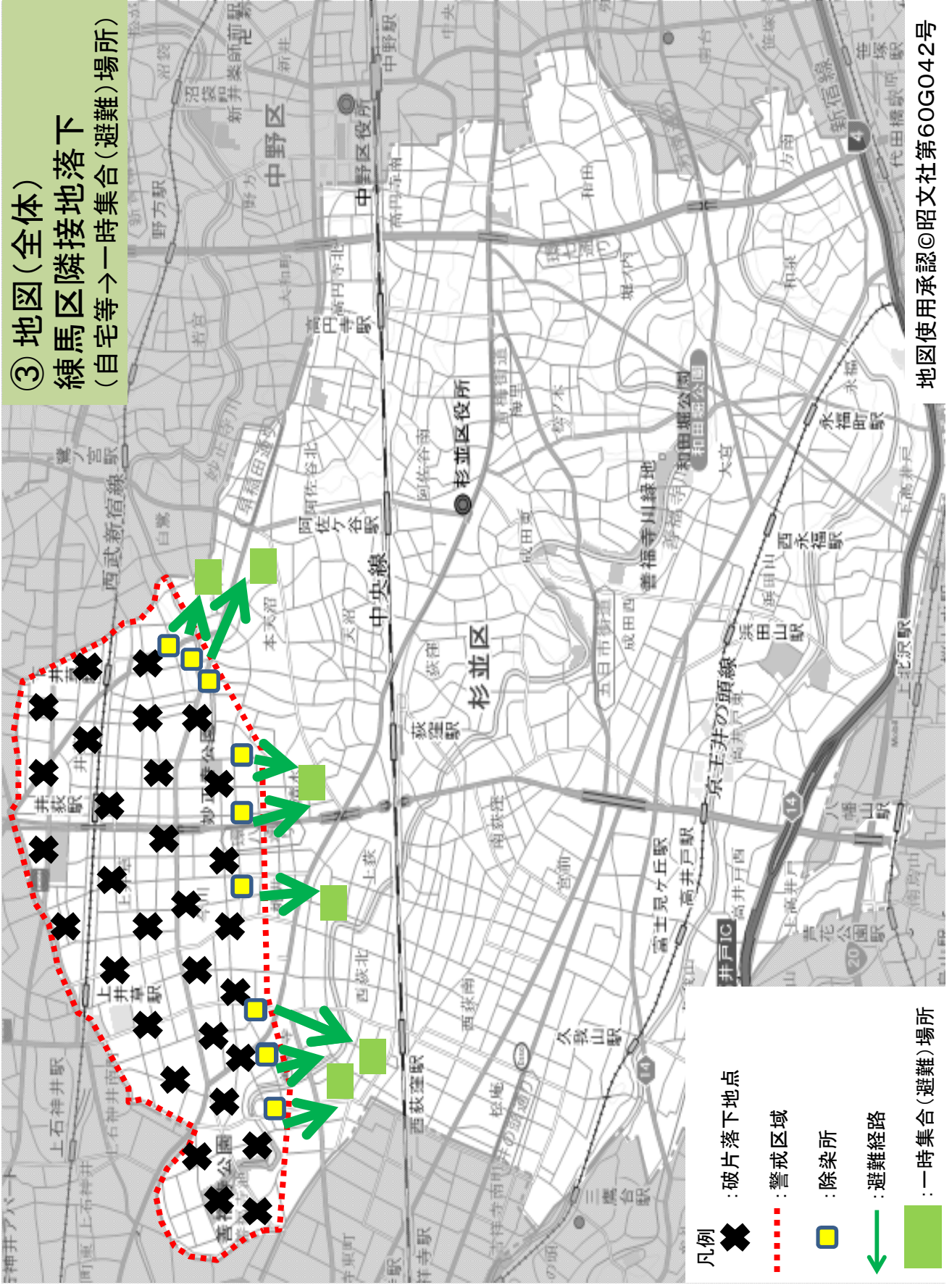
4 要避難地域及び避難先			
要避難地域名	要避難者数	一時集合(避難)場所・受入人数	避難先・受入人数
	大型バス台数	所在地(電話番号)	所在地(電話番号)
1 井草1・2・3丁目	12876人	東原中学校(1450人)	①杉森中学校(1337人)
	大型バス22台	下井草1-28-5(03-3390-0148)	阿佐谷北5-45-24(03-3330-3431)
		合計受入人数(10464人)	②馬橋小学校(1409人)
			高円寺北4-28-5(03-3330-3411)
			③杉並第四小学校(1161人)
			高円寺北2-14-13(03-3339-5241)
			④高円寺中学校(1226人)
			高円寺北1-4-11(03-3389-1581)
			⑤杉並第三小学校(1121人)
			高円寺南1-15-13(03-3314-1564)
			⑥杉並第十小学校(1480人)
			和田3-55-49(03-3313-1364)
			⑦高南中学校(1280人)
			和田3-40-10(03-3313-1361)
2 下井草2・3・4・5丁目	14548人	杉並第九小学校(1424人)	①杉並第一小学校(1042人)
	大型バス24台	本天沼1-2-19(03-3390-0167)	阿佐谷北1-5-27(03-3338-8367)
		合計受入人数(14451人)	②阿佐ヶ谷中学校(1497人)
			阿佐谷南1-17-3(03-3314-2261)
			③杉並第六小学校(1166人)
			阿佐谷南1-24-21(03-3314-2164)
			④杉並第八小学校(989人)
			高円寺南2-40-24(03-3314-2264)
			⑤堀之内小学校(1471人)
			堀ノ内3-24-11(03-3313-2264)
			⑥和田小学校(1339人)
			和田2-30-21(03-3383-2425)
			⑦和田中学校(1361人)
			和田2-21-8(03-3383-2428)
			⑧大宮中学校(1569人)
			堀ノ内1-16-38(03-3313-2161)
			⑨済美小学校(1300人)
			堀ノ内1-17-24(03-3313-2364)
			⑩泉南中学校(1293人)
			堀ノ内1-3-1(03-3313-2361)
3 清水3丁目	3454人	天沼中学校(1332人)	①天沼小学校(1630人)
4 今川1・2丁目	4376人	天沼2-46-3(03-3392-6428)	天沼2-46-3(03-3392-6428)
	7830人	合計受入人数(6800人)	②杉並第七小学校(1188人)
	大型バス16台		阿佐谷南3-19-2(03-3392-6328)
			③東田中学校(1446人)
			成田東3-19-17(03-3313-1461)
			④東田小学校(1204人)
			成田東1-21-1(03-3313-1464)



5	井草4・5丁目	3629人	桃井第一小学校(1611人)	①保育室若杉(821人)
6	上井草1・2丁目	8983人	桃井2-6-1(03-3390-3178)	天沼3-15-20(03-3391-6533)
		12612人	合計受入人数(10754人)	②桃井第二小学校(1267人)
		大型バス22台		荻窪5-10-25(03-3392-6728)
				③西田小学校(1600人)
				荻窪1-38-15(03-3392-6828)
				④松溪中学校(1723人)
				荻窪2-3-1(03-3392-7328)
				⑤杉並第二小学校(1497人)
				成田西3-4-1(03-3313-0564)
				⑥松ノ木小学校(1026人)
				松ノ木1-2-26(03-3313-2464)
				⑦大宮小学校(1209人)
				堀ノ内1-12-16(03-3313-2164)
7	上井草3・4丁目	6647人	荻窪中学校(1305人)	①桃井第三小学校(1389人)
8	今川3・4丁目	5132人	善福寺1-8-3(03-3399-0196)	西荻北2-10-7(03-3399-3135)
		11779人	合計受入人数(10683人)	②神明中学校(1195人)
		大型バス20台		南荻窪2-37-28(03-3333-7428)
				③荻窪小学校(1859人)
				宮前2-13-18(03-3333-6628)
				④宮前中学校(1651人)
				宮前2-12-1(03-3333-8728)
				⑤浜田山小学校(1715人)
				浜田山4-23-1(03-3313-1564)
				⑥松ノ木中学校(1569人)
				松ノ木1-4-1(03-3313-1561)
9	善福寺1・2・3・4丁目	8151人	井荻小学校(1179人)	①松庵小学校(1250人)
		大型バス16台	善福寺1-10-19(03-3390-3141)	松庵2-23-24(03-3333-7928)
			合計受入人数(3568人)	②高井戸第四小学校(1139人)
				西荻南1-8-16(03-3333-7828)
		合計 67796人	一時集合(避難)場所及び避難所 42ヶ所での区内避難所受入人数56720人	11076人の不足分を中野区と武蔵野市が受入
				中野区の避難所(5397人)
				武蔵野市の避難所(5679人)
その他の留意事項		警戒区域にて、簡易除染を実施する。なお、簡易除染については、9ヶ所各30レーンの簡易除染所を設置して、多数の住民の簡易除染に対応するよう消防・警察・自衛隊に依頼する。		
		各一時集合(避難)場所に逐次集まって来る地域住民を避難所にバス輸送するよう手配する。なお、輸送先は近隣の避難所から輸送するように留意する。丸数字は各地域毎の避難所の優先順位		
<b>5 職員の配置方法</b>				
配置場所	③地図参照			
人数	合計610人(区職員402人(避難誘導30人、一時集合(避難)場所36人(6ヶ所)、バス添乗120人、避難所216人(36ヶ所))、消防職員104人、警察官104人)			
現地連絡調整所	区職員2名			
<b>6 災害時要配慮者の避難支援</b>				
要担送者	国民保護救援部が、要担送者情報を消防部局に情報提供し、救急車による搬送に努める。搬送先は、かかりつけの医療機関を優先とするが、他の医療機関の協力を得ることに留意する。			
要護送者	家族等近親者が付き添い、自動車による移動を認めることとし、避難先を二次避難所(井草を除く各地域区民センター)とする。			

<b>7 残留者の確認方法</b>	
確認者	消防職員、警察官
時期	5月○+1日21時間00分
場所	警戒区域内
方法	防災行政無線、消防車両、警察車両による呼びかけ及び戸別訪問により確認する。なお、戸別訪問に際しては、呼び鈴を5秒間隔で10回鳴らし、応答がない場合には避難済みであると判断する。
措置	残留者に対し避難するよう求める
終了予定日時	5月○+2日6時間00分
<b>8 避難誘導時の食糧の支援・提供方法</b>	
食事時期	各所の個別判断
食事場所	各避難所等
提供する食事の種類	区が備蓄している非常用糧食を提供
実施担当部署	国民保護救援部
<b>9 追加情報の伝達方法</b>	
防災行政無線、杉並区ホームページ、区広報車等、消防車両、警察車両による広報及び避難誘導・避難所に配置された職員が説明する。	
<b>10 避難時等の留意事項(主に住民)</b>	
基本的事項	マスクやハンカチ、濡れたタオル等で口を覆うとともに、手袋、帽子、ゴーグル、雨衣等を着用して皮膚の露出を避けて避難する。 自宅からの避難時に持ち出した金銭・貴重品や運転免許証等顔写真付きで公的機関発行の本人が確認出来るもの、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品、懐中電灯等を携行するものとする。また、隣近所相互に声を掛け合い、まとまって、一時集合場所に避難する。この際、自宅の戸締りを確実に実施する。
時期の特性	春季の曇りの天候である。
<b>11 誘導に際しての留意事項(職員)(心得・安全確保・服装等)</b>	
(1) 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 (2) 防災用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。 (3) 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼び掛けること。 (4) 避難誘導員は、防護服を着用する。また、避難誘導が夜間になった場合に備えて、懐中電灯等を携行する。	
<b>12 情報伝達</b>	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線、杉並区ホームページ、消防車両、警察車両により避難実施要領を伝達する。
避難実施要領の伝達先	伝達一覧表による。(略)
職員間の連絡手段	別添電話番号表一覧による。(略)
<b>13 緊急時の連絡先</b>	
杉並区国民保護対策本部	電話：03-3312-2111(代) FAX：

③ 地図(全体)  
練馬区隣接地落下  
(自宅等→一時集合(避難)場所)








- 凡例
- ✕ : 破片落下地点
  - : 警戒区域
  - : 除染所
  - : 避難経路
  - : 一時集合(避難)場所

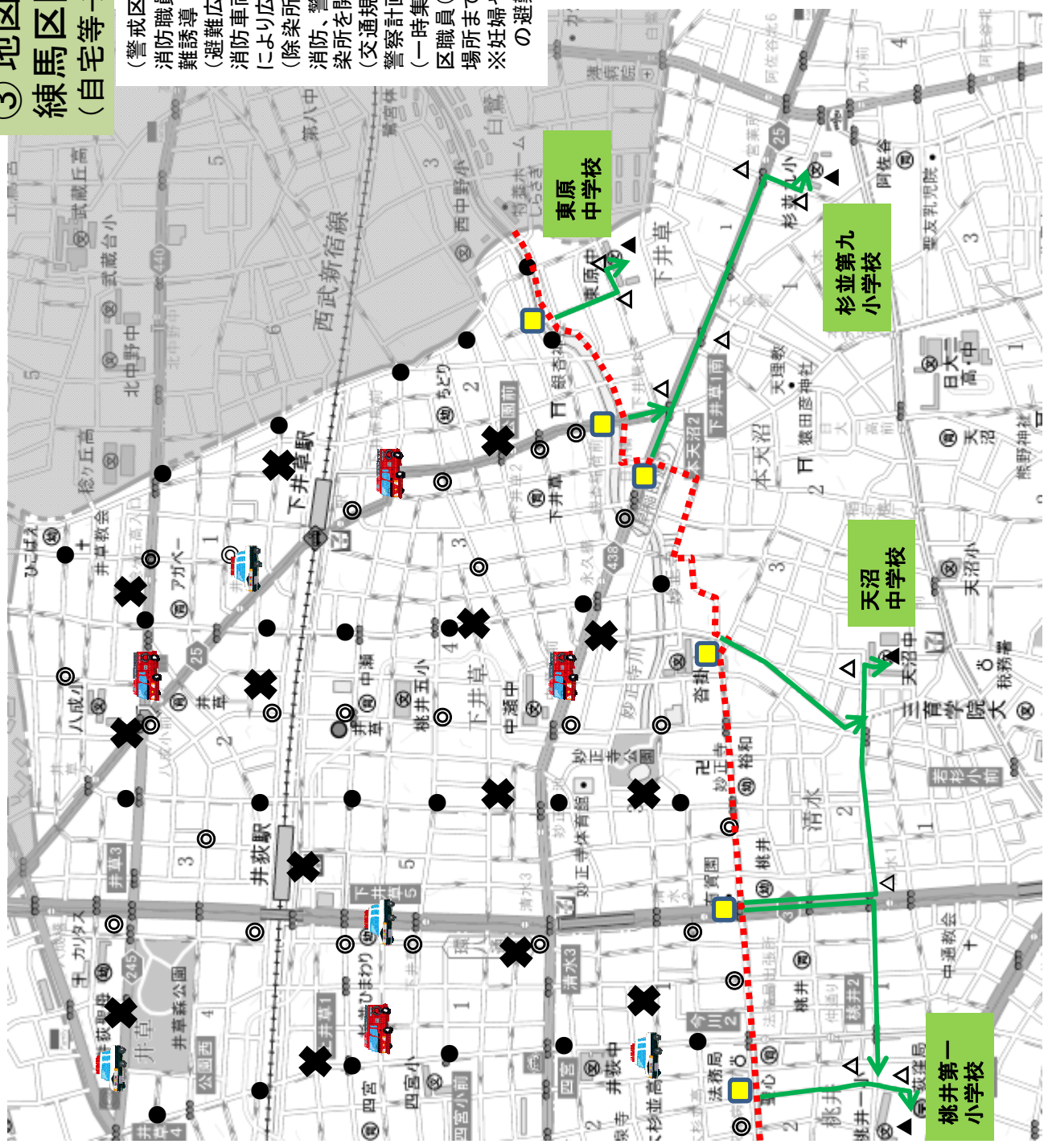


### ③ 地図(北東部地区) 練馬区隣接地落下 (自宅等→一時集合(避難)場所)

(警戒区域内の避難誘導)  
 消防職員(50人)、警察官(50人)をもって避難誘導  
 (避難広報)  
 消防車両(4台、8人)、警察車両(4台、8人)により広報  
 (除染所)  
 消防、警察、自衛隊計画で警戒区域内に除染所を開設して簡易除染を実施  
 (交通規制)  
 警察計画で交通規制を実施  
 (一時集合(避難)場所までの避難誘導)  
 区職員(36人)を配置して、一時集合(避難)場所まで避難誘導  
 ※妊婦や外国人など特別な配慮の必要な人の避難所を兼ねる

- 配置職員等の凡例
- △ : 区職員×2人
  - ▲ : 区職員×6人
  - : 消防職員×2人
  - ◎ : 警察官×2人
  -  : 消防車両×1台(2人)
  -  : 警察車両×1台(2人)

- 凡例
-  : 破片落下地点
  -  : 警戒区域
  -  : 除染所
  -  : 避難経路
  -  : 一時集合(避難)場所


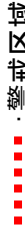





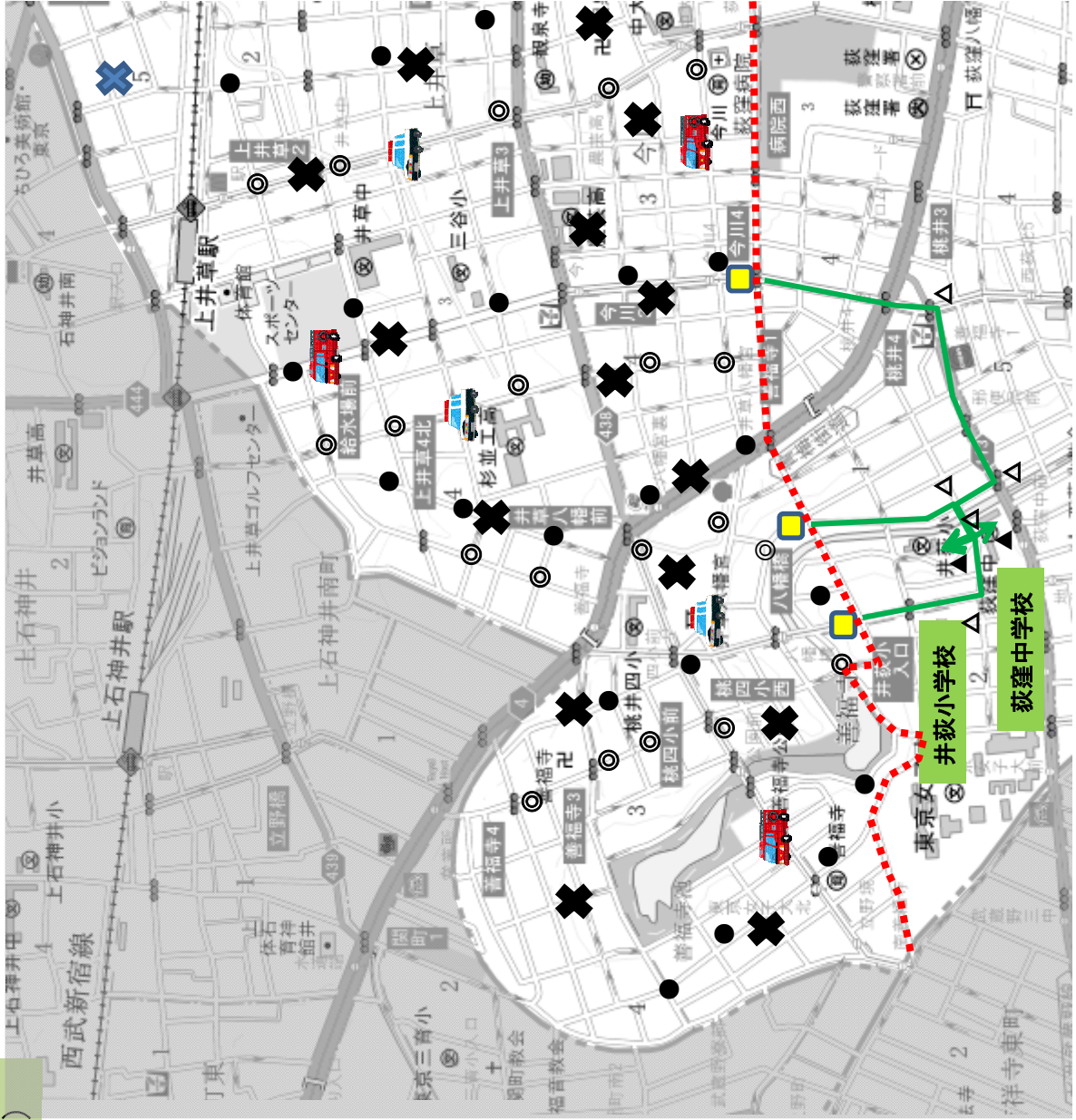
地図使用承認©昭文社第60G042号

### ③ 地図(北西部地区) 練馬区隣接地落下 (自宅等→一時集合(避難)場所)

(警戒区域内の避難誘導)  
 消防職員(40人)、警察官(40人)をもって避難誘導  
 (避難広報)  
 消防車両(3台、6人)、警察車両(3台、6人)により広報  
 (除染所)  
 消防、警察、自衛隊計画で警戒区域内に除染所を開設して簡易除染を実施  
 (交通規制)  
 警察計画で交通規制を実施  
 (一時集合(避難)場所までの避難誘導)  
 区職員(22人)を配置して、一時集合(避難)場所まで避難誘導  
 ※妊婦や外国人等の特別な配慮の必要な避難所を兼ねる

配置職員等の凡例  
 △ : 区職員 × 2人  
 ▲ : 区職員 × 6人  
 ● : 消防職員 × 2人  
 ◎ : 警察官 × 2人  
 : 消防車両 × 1台(2人)  
 : 警察車両 × 1台(2人)

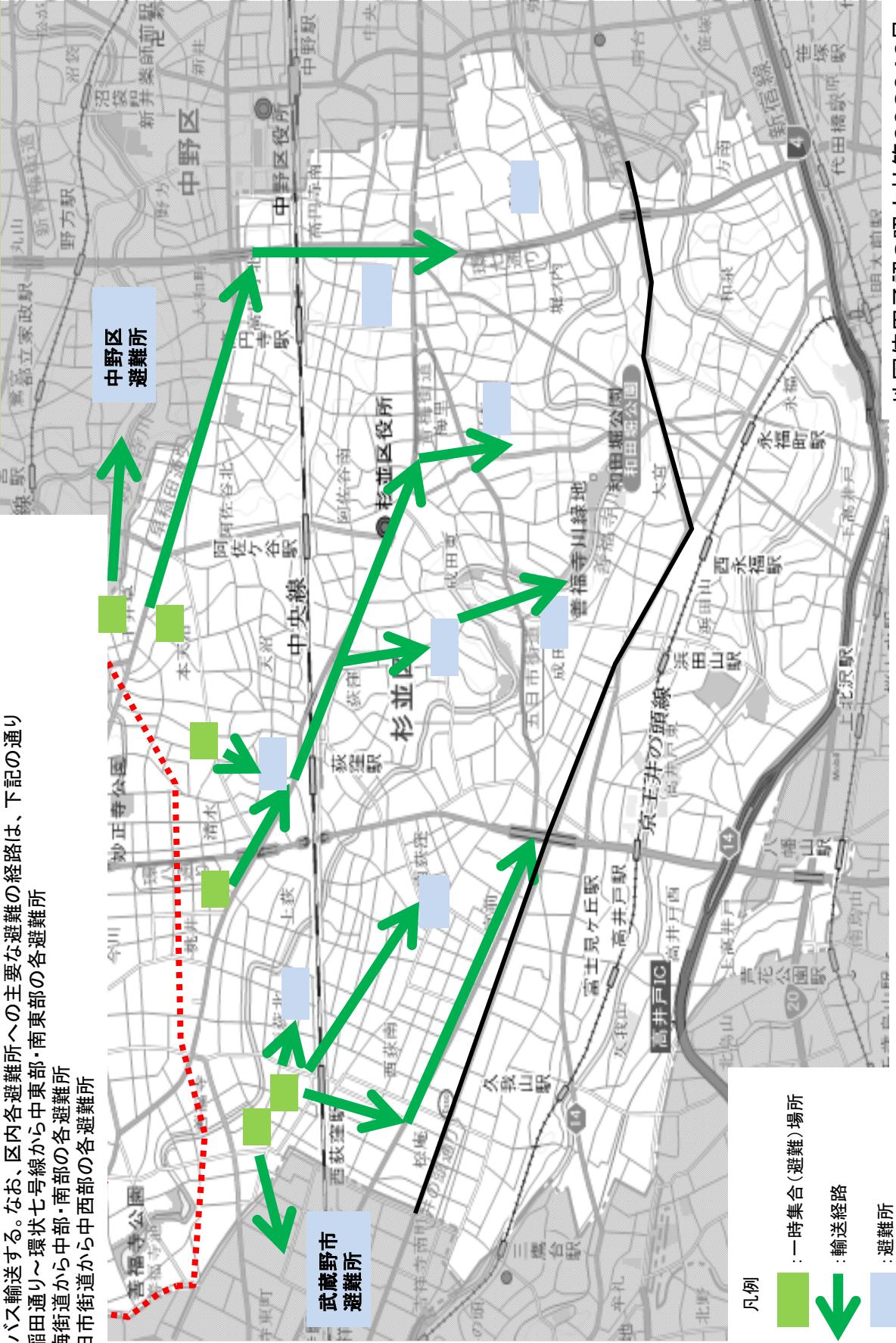
凡例  
 : 破片落下地点  
 : 警戒区域  
 : 除染所  
 : 避難経路  
 : 一時集合(避難)場所





- (区内・外避難所へのバス輸送の手配)
- 一時集合(避難)場所に配置した区職員により区内・区外避難所へのバス輸送の手配を実施する。
- なお、妊婦や外国人など特別な配慮の必要な人については、一時集合(避難)場所として開設した避難所又は近隣の避難所に避難誘導する。
- (一時集合(避難)場所から区内・区外の避難所への輸送の考え方)
- 一時集合(避難)場所から井ノ頭通り～方南通り以北の区内各避難所及び中野区、武蔵野市の避難所へバス輸送する。なお、区内各避難所への主要な避難の経路は、下記の通り
- ・早稲田通り～環状七号線から中東部・南東部の各避難所
- ・青梅街道から中部・南部の各避難所
- ・五日市街道から中西部の各避難所

### ③ 地図(全体) 練馬区隣接地落下 (一時集合(避難)場所→避難所)













避難実施要領のパターン④(武蔵野市に通常弾を搭載した弾道ミサイルが落下した事案)

避難実施要領

杉並区長  
10月〇日H時〇〇分現在

区域外避難

1 都からの「避難の指示」の内容

(別添として添付する。略)

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	20△△年10月〇日(平日) 17:00
発生場所	武蔵野市及び武蔵野市に隣接している善福寺地区
実行の主体	近隣某国
事案の概要と被害状況	近隣某国が我が国に向け弾道ミサイルを発射した。PAC3の迎撃により、弾道ミサイルを空中で破壊したが、そのミサイルの破片が主に武蔵野市に、一部が杉並区西部地区に落下し、建物被害及び負傷者が発生した。なお、この弾道ミサイルの弾種が不明であることから、国は、直ちに破片が落下したと思われる地点から約2kmの範囲の住民等に対して屋内退避の指示を行った。その後、通常弾であると確認され、区は関係機関と連携して杉並区西部地区における被害状況の細部について確認中である。
今後の予測・影響と措置	落下したミサイルの弾種が通常弾と確認されたので、住宅等に被害のあった地域住民及びその周辺の住民で避難を希望する住民を避難施設に避難誘導する。住宅被害を受けた住民を、約3ヶ月間、避難所に受け入れる必要がある。
気象の状況	天候 晴れ 気温〇〇℃ 風向 〇〇 風速 〇〇m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域(避難者)	弾道ミサイルの一部が落下した杉並区善福寺2・3丁目内における家屋等に被害のあった地域住民及びその周辺の住民で避難を希望する住民
避難先と避難誘導の方針	区は、住宅等に被害があった地域住民及びその周辺の住民を原則として徒歩にて近くの一時集合場所に避難させる。徒歩での避難が困難な災害時要配慮者については、自家用車での避難を認めることとし、直接、避難先の医療機関、二次避難所へ避難させる。一時集合場所から都が準備したマイクロバスで避難施設に輸送する。 なお、地域住民の避難誘導に関し、東京消防庁、警視庁の部隊等の長と緊密な連携を保持する。
避難開始日時	10月〇日H時00分
避難完了予定日時	10月〇日H+2時00分

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	警察：弾道ミサイルの破片の落下地域周辺を立入禁止区域に設定し、交通規制を実施しつつ、家屋等に被害のあった地域住民等を避難施設に避難誘導する。 消防：警察の立入禁止区域と同範囲に消防警戒区域を設定するとともに、家屋等に被害のあった地域住民等を避難施設に避難誘導する。
連絡調整先	都対策本部：区職員1名を派遣 その他関係機関：連絡先は別添のとおり。

3 事態の特性で留意すべき事項

事態の特性(除染の必要性等)	落下したミサイルの弾種が通常弾であることが判明し、家屋等の損壊に伴い、現在まで判明している要避難者は、15家族38人である。
地域の特性	善福寺池があり、避難誘導経路が中央部及び外周部の道路に限定される。
時期による特性	夜間の避難誘導になるため、避難誘導に当たる区職員等による照明及び警察官等による交通安全確保措置が必要となる。

4 要避難地域及び避難先

要避難地域名	現在まで判明している要避難者数	一時集合場所・集合時間	所在地
		避難先(施設)	所在地・連絡先
1 善福寺2丁目	5家族15人	第1集合場所〇日H時~H時45分	善福寺3丁目道路上(地図参照、避難誘導員がバスに誘導)
2 善福寺3丁目	10家族23人	第2集合場所〇H+1時~1時45分	善福寺2丁目道路上(地図参照、避難誘導員がバスに誘導)
		西荻地域区民センター	桃井4丁目3番2号(03-3301-0811)

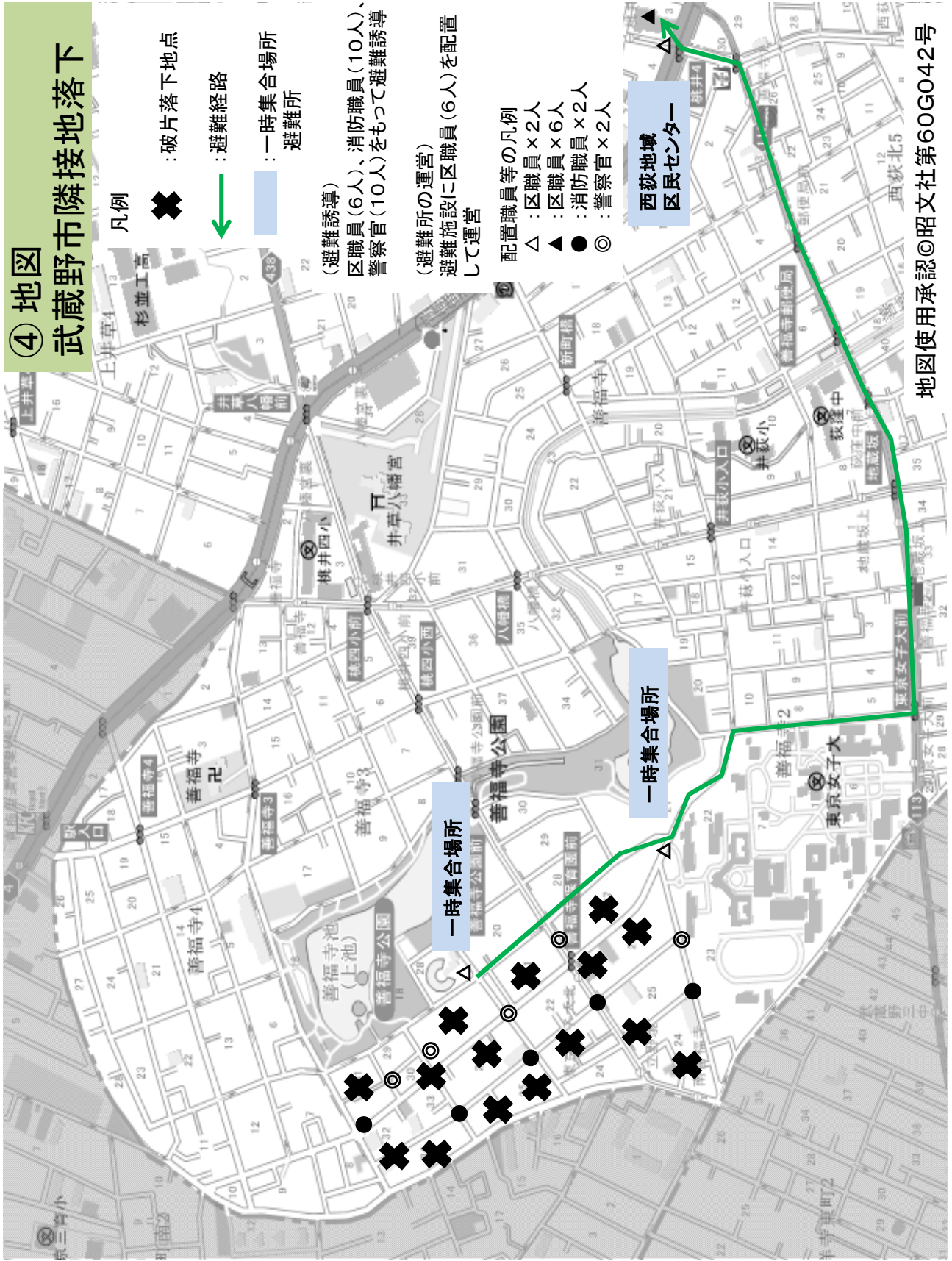
5 職員の配置方法

配置場所	④地図参照
人数	合計32人(区職員12人、消防職員10人、警察官10人)
現地連絡調整所	区職員1名



<b>6 災害時要配慮者の避難支援</b>	
要担送者	国民保護救援部が、要担送者情報を消防部に情報提供し、救急車による搬送に努める。搬送先は、かかりつけの医療機関を優先とするが、他の医療機関の協力を得ることにも留意する。
要護送者	家族等近親者が付き添い、自動車による移動を認めることとし、避難先を二次避難所(西荻地域区民センター)とする。
<b>7 残留者の確認方法</b>	
確認者	消防職員、警察官
時期	10月〇日H+2時00分
場所	弾道ミサイルの一部が落下した地域周辺
方法	戸別訪問により確認する。なお、戸別訪問に際しては、呼び鈴を5秒間隔で10回鳴らし、応答がない場合には避難済みであると判断する。
措置	残留者に対し避難する希望があるか否かを確認する。
終了予定日時	10月〇日H+3時00分
<b>8 避難誘導時の食糧の支援・提供方法</b>	
食事時期	避難所の個別判断
食事場所	避難所等
提供する食事の種類	区が備蓄している非常用糧食を提供
実施担当部署	国民保護救援部
<b>9 追加情報の伝達方法</b>	
杉並区ホームページ及び避難誘導・避難所に配置された職員が説明する。	
<b>10 避難時等の留意事項(主に住民)</b>	
基本的事項	自宅からの避難時に持ち出した金銭・貴重品や運転免許証等顔写真付きで公的機関発行の本人が確認出来るもの、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品、懐中電灯等を携行して指定された避難所に避難する。この際、家屋等に被害のあった住宅における貴重品の管理や戸締りを確実に実施する。
時期の特性	夜間の避難になるため、夜間相応の服装とする。
<b>11 誘導に際しての留意事項(職員)(心得・安全確保・服装等)</b>	
(1) 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 (2) 防災用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。 (3) 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼び掛けること。 (4) 避難誘導員は、夜間の誘導になるため懐中電灯等を携行する。	
<b>12 情報伝達</b>	
避難実施要領の住民への伝達方法	杉並区ホームページに掲載するとともに、家屋等に被害のあった地域住民及びその周辺の住民で避難を希望する住民に消防職員、警察官が避難実施要領を説明する。
避難実施要領の伝達先	伝達一覧表による。(略)
職員間の連絡手段	別添電話番号表一覧による。(略)
<b>13 緊急時の連絡先</b>	
杉並区国民保護対策本部	電話：03-3312-2111 (代) FAX：

# ④ 地図 武蔵野市隣接地落下



地図使用承認©昭文社第60G042号